

七 上 益 城 地 域



平成17年2月11日
山都町(蘇陽町、矢部町、清和村)



一 県市町村合併推進要綱策定後の動向

平成一二年三月に県が示した市町村合併推進要綱を受けて、同年八月二日、上益城地域広域行政研究会が設置された。これは、上益城郡六町村の総務課長、広域連合事務局長、郡町村会事務局長、県上益城地域振興局振興調整室長により構成されたもので、八月一日の第一回合会では、県から、市町村を取り巻く環境変化と市町村合併についての説明がなされ、議論がスタートした。

平成一三年一月二日から二月一日にかけては、職員アンケートが実施され、これが、町村職員に対する、町村を取り巻く環境変化と市町村合併に関する啓発と情報提供の機会となった。

上益城地域広域行政研究会は研究報告書をまとめ、その内容について、四月下旬に管内町村長及び議長等に対しての説明会が行われた。各町村では、この研究報告書を土台に、合併の枠組みについて、議会、住民等と検討することとし、その結果については、六月議会後に報告することとされた。

八月三十一日、管内町村長及び議長合同会議が開催され、各町村における取組状況の報告がなされた。各町村からは、合併について賛否両論が出されたものの、合併問題を議論する場の設置には特段の異議は出されず、各町村の首長及び正副議長で構成される「上益城地域町村合併問題研究会」を設置することが決まった。この研究会は一〇月四日に初会合を開き、検討に着手した。

同時期、地域住民や各町村の職員に対する周知啓発の取組みとして、「上益城地域市町村合併シンポジウム」が九月五日に御船町で開催され、講演や先行事例の紹介がなされた。

平成一四年一月二三日、上益城地域町村合併問題研究会では、研究会の中間報告が行われ、各町村長の現時点での合併に関する意向が示され、県が示した合併パターンを軸に検討するとの意見、県のパターン以外の選択肢も検討するとの意見、単独での町村運営も視野に入れた意見等が出された。

この後、二月には、嘉島町長が下益城郡城南町長から合併検討の打診を受けているが、すでに上益城地域での議論が行われていることなどを理由にこれを断っている。

三月四日に開催された上益城地域町村合併問題研究会で、清和村長は、住民には消極的意見も根強いと断った上で、合併するならば矢部町・清和村に阿蘇郡蘇陽町を加えた枠組み（Ⅱ県の合併パターンB）が良いとの意見が村内には多く、村としてはその方向で検討したいとする姿勢を示した。矢部町は、県の合併パターンを軸に検討していくとしたことから、以後は、平坦部四町、山間部二町村で個別に合併協議を進めていくことが確認され、上益城地域町村合併問題研究会はこの日を以て解散することとされた。

その後、県上益城地域振興局には「市町村合併上益城地域推進本部」が設置され、五月一五日に初会合を開いており、上益城地域の合併推進に向けた支援体制が調いはじめた。

以下では、【平坦部四町（御船町・嘉島町・益城町・甲佐町）】と、【山間部二町村（矢部町・清和村）】及び阿蘇郡蘇陽町の動向を見ていく。

二 平坦部四町における合併検討の経緯

平坦部四町の枠組みのうち、御船町、嘉島町、甲佐町では、まずは平成一六年三月を合併目標として検討を進めていくことが確認されていた。

合併に対する判断が注目されていた益城町では、平成一四年四月、町長選を迎えた。現職と新人の一騎打ちとなったこの選挙戦では、合併については「重要な問題であり町民の総意に基づいて決める」との立場を採った現職候補が再選を果たし、合併については住民アンケートが行われることになった。

アンケートは、四月下旬から町内全世帯（一〇、四二〇戸）を対象に実施され、全体の約五八%にあたる六、〇五五戸から回答があった。その結果は五月二〇日の益城町市町村合併検討委員会では報告され、合併の

是非については、「必要」が六七％、「不要」二六％、「わからない」七％となった。合併枠組みについては、「熊本市」が四一％で最多となり、全校区で一位となるなど、町内で満遍なく支持された。次に「町単独」一七％、「大津町・菊陽町・西原村」一四％、「西原村」一二％、「嘉島町・西原村」六％と続き、「平坦部四町」は五％に留まった。

この結果を受けた益城町長は、合併相手はアンケート上位の案に絞るとして、平坦部四町の枠組みには加わらない旨表明した。

翌二日、平坦部四町の総務課長等による打合せ会合があり、益城町から改めて枠組み離脱の説明がなされた。この時点で、平坦部四町の枠組みでの合併は事実上無くなった。

同日、甲佐町長が町内の住民座談会の場で、御船町・嘉島町との三町合併を進める旨明言し、御船町長も三町合併の方向を模索していた。

六月一〇日、嘉島町長は、町議会において、町単独も一つの選択肢であるとの見解を示し、七月三〇日に開催された平坦部三町長・議長等合併関係意見交換会の場においても、「三町合併には慎重な意見が多く、まずは御船町・甲佐町二町で議論を進めて欲しい」旨の発言がなされた。

八月一九日の三町長・議長等合併関係意見交換会では、御船町・甲佐町から「合併特例法の期限が迫っており、嘉島町の対応を明確にして貰いたい」との意見が出された。これに対し嘉島町長は、「三町合併では住民合意を取り付けるのは難しく、合併しない方向に進みたい」旨の発言があり、御船町、甲佐町はこれを了承し、合併論議を再スタートさせることを確認した。

以下、具体的な合併協議に進んだ【御船町・甲佐町】、単独町制を継続する【嘉島町】【益城町】の動向を個別に追っておく。

【御船町・甲佐町】

平成一四年一〇月一七日の御船町・甲佐町両町全議員意見交換会議で、二町合併を進める方向で意見集約がなされ、まずは住民への説明等を行うこととされた。一月中旬から、両町で二町合併案を軸とする住民説明会が開かれ、同月二六日から二月一日にかけては、二町同一の内

容で、全世帯対象の住民アンケートが実施された（回収率：御船三二％、甲佐六一％）。結果は左記のとおりである。

	(御船町)	(甲佐町)
「ぜひ合併すべき」	一五％	一二％
「合併はしかたがない」	五一％	五二％
「単独で町制維持」	二六％	二四％

この結果に、両町とも約六割が合併に肯定的であるとして、両町執行部と議会は二町合併の方向を再確認し、二月一八日、二町長の会合で、任意協議会立上げを正式決定。同月二五日、御船・甲佐合併推進協議会（会長：甲佐町長。以下「任意協議会」という。）の設立総会が行われた。任意協議会では、法定協議会での協議項目を選定。また、合併後の将来ビジョンについても協議、合併時期については、平成一七年一月を想定して市制施行を目指すこととされた。

法定協議会移行に向けた議論が概ねまとまると、平成一五年四月二日から五月一二日にかけて、甲佐町で住民説明会（合併将来ビジョン、財政状況説明）が行われ、御船町でも、五月一九日から六月一日までに、同様の住民説明会が実施された。法定協議会設置の時期は七月一日とされ、法定協議会設置議案は、両町の六月議会で、それぞれ全会一致で可決され、七月一日、御船・甲佐合併協議会（会長：御船町長。以下「法定協議会」という。）が設置された。

八月には、任期満了に伴う甲佐町長選で、元助役の新人候補が無投票で当選。新町長も御船町との合併推進を明言した。

以後の協議で、合併期日は平成一七年二月一日とすること等が決した。新市建設計画策定に向けた取組みも本格化し、平成一五年秋には、両町住民に対するアンケートや、二町での新市建設計画ワークショップが行われ、「新市移行で分野毎に何を期待するか」「共通して取り組んだ方がより効果的なこと」について、それぞれ検討が深められた。

平成一六年一月一四日、御船町住民が、「平成一四年末の住民アンケートは回収率が低く、改めて民意を問いたい」等として、二町合併の賛否を問う住民投票条例制定請求に着手した。三月二日、町有権者の四一・

五%にあたる六、二九〇人分の有効署名を添えて直接請求がなされ、町長は、「署名数の多さを重く受け止める」として、条例案に賛成意見を添える意向を示し、同月八日、住民投票条例案が議会付議され、これが全会一致で可決された。

四月二十五日、御船町が合併することについての可否を問う住民投票の投票票が行われ、「甲佐町と合併すること」に反対」とする投票が、有効投票の約八割を占める結果となった（投票率六三・七%、有効投票数九、四一三、賛成一、九六二、反対七、四五二）。

圧倒的大差に、翌二六日の御船町議会全員協議会では、法定協議会の存続を求める意見は最早出されなかった。甲佐町でも、同月三〇日に開催された町合併検討委員会で合併の白紙化が多数を占め、同日、甲佐町長が御船町長に法定協議会解散を申し入れ、御船町長も了承した。

五月十八日、第一回法定協議会が開催され、「法定協議会の廃止に係る理由書」及び「協議会の廃止に係る協議書」が提案され、甲佐町からの意見に基づき、廃止に至る経緯を詳細にする形で一部原案を修正のうえ確認された。

翌一九日、御船町議会臨時議会で、法定協議会廃止議案が審議され、全会一致で可決されたが、同日の甲佐町議会臨時議会で、御船町側への抗議の意味合いなどとして、法定協議会の廃止に係る議案が賛成三、反対一一の賛成少数で否決された。甲佐町議会では、同月二六日に改めて「法定協議会の廃止に係る議案」が審議され、全員一致で可決され、御船・甲佐合併協議会は五月三一日付で解散した。

以後、二町は合併特例法期限内の合併を模索する特段の動きは見せず、単独町制維持に向けた取組みに着手していった。

【嘉島町】

嘉島町では、平成一四年九月二一日から一〇月八日まで住民説明会を開催した。町内行政区毎に延べ一八回実施されたこの説明会終了後、一月初旬から町内全世帯を対象とした住民アンケートが実施され、二一月四日に公表された結果、回答数一、四五二（回答率五五・三%）のう

ち、「単独」四八・四%、「熊本市との合併」三五・八%、「御船町・甲佐町との合併」三・四%という結果となり、これ以降、嘉島町で合併特例法期限内の合併に向けた具体的な動きが表面化することは無かった。

【益城町】

先述のとおり、平成一四年五月、益城町長は、住民アンケートの結果を基に、平坦部四町の枠組みから離脱した。以後、益城町長は、アンケートの上位四通りに絞った方向で合併問題に取り組んでいくこととし（①熊本市、②益城町単独、③大津町・菊陽町・西原村、④西原村）、住民への情報提供の後、再度の住民アンケートを行う方針を示した。

益城町の住民アンケートで支持を受けた形の熊本市は、六月二四日、益城町長に事務レベルでの勉強会設置を打診し、益城町長もこれを了承したが、町長はあくまでも情報収集の一つであり、熊本市との合併を前提としたものではないと声明した。

益城町内では、八月一日〜三〇日にかけて、町内七地区で地区説明会が開催され、住民八七〇人が参加した。

九月一七日、住民グループの代表を務める同町惣領地区の住民等が、「熊本市との合併支持が多く、町の発展には合併して政令指定都市を目指すのが一番良い」等として、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議手続に着手した。本請求は一月二七日になされ、請求に必要な町有権者の五〇分の一（五一三人）を超える八、六四八人（町有権者の三三・七%）の有効署名が添えられた。益城町長は、熊本市長に対し、法定協議会設置議案の議会付議について意見照会した。

時期を同じくして、町内では、一月一日〜三〇日にかけて、二回目的の住民アンケートが実施された。今回は、町内の「全世帯」ではなく「全有権者」を対象に実施され、一月六日に開催された町市町村合併検討委員会で結果が公表された。結果、①「益城町・熊本市」四六・二%（六、六四二人）、②「益城町単独」三五・八%（五、一四三人）、③「益城町・西原村」一一・二%（一、六〇七人）、④「わからない」五・七%（八二四人）、⑤「無効」一・一%（二五八人）となった（配布枚数二五、六〇

八、回収枚数一四、三七四（回収率五六・一％）。

結果は、「熊本市との合併」が最多であったが、町長は、「熊本市」「単独」がどちらも前回から比率を伸ばしていること、また、校区別に分かれた意見も踏まえながら判断する（熊本市隣接校区以外では、「単独」の比率が最多だった）として、後日、議会答弁の中で、私見としつつも単独町制が望ましいとの考えを示した。

二月十九日、熊本市長から益城町長に対し、法定協議会設置議案を議会に付議する旨の回答がなされた。平成一五年一月二十四日、熊本市議会臨時議会では、法定協議会設置議案が可決されたが、同月二十九日、益城町議会臨時議会では、法定協議会設置議案が賛成九、反対一一の賛成少数で否決された。

これを受け、益城町の住民発議を行ったグループは、後続の住民投票の手續に着手し、六月二十七日、請求に必要な町有権者の六分の一（四、二七四人）を超える七、三五一一人（町有権者の二八・五％）の有効署名を添えて本請求した。

並行して、西原村との関係も記しておく。平成一五年二月十八日、西原村で、益城町との法定協議会設置を求める住民発議が提起され、六月一日、請求に必要な村有権者の五〇分の一（一〇〇人）を超える一、一五〇人（村有権者の二三・一％）の有効署名を添えて本請求に至った。同月一二日、西原村長から益城町長に対し、法定協議会設置案の議会付議について意見照会がなされたが、益城町長は、議会付議の回答は急がなかった。

七月二三日、益城町では、熊本市との法定協議会設置の可否を問う住民投票の実施を前に、JC等による実行委員会主催により、熊本市との合併に関する公開討論会が開催された。主催者の予想を大きく超える約二、四〇〇人も住民が参加し、関心の高さが伺われた。この日は、益城町長、熊本市長も討論に参加し、各々の持論を展開した。

翌二四日、住民投票が告示され、町内では、合併賛成反対双方の住民グループが積極的に活動し、選挙戦さながらの様相を呈した。

住民投票は八月三日に実施され、有効投票数一八、二九九票のうち、

賛成七、八五二票（四二・九％）、反対一〇、四四七票（五七・一％）と、反対票が上回った。（当日有権者数二五、一五〇人、投票者数一八、四〇〇人（投票率七三・一六％））。

これにより、益城町における一連の住民発議の手續は終了し、熊本市との合併に向けた動きは表面上は沈静化した。

八月五日、益城町長から西原村長に対し、西原村の住民発議に基づく法定協議会設置議案を議会付議する旨の回答がなされた。同月四日、益城町臨時議会では、この合併協議会設置議案が審議されたが、西原村議会で大津町との法定協議会設置議案が継続審議となっていたことや、熊本市との合併協議会設置に係る住民投票の直後で町内の住民感情に配慮すべきとの意見があり、継続審議となった。九月一六日の益城町議会臨時議会においても、再度継続審査。一方、一〇月の西原村臨時議会においても継続審査となり、一二月の両町村議会でも、それぞれ再度の継続審査となった。

結果的には、平成一六年三月一日、益城町議会において、西原村との合併には町民の認識が薄く時期尚早であるなどの理由により、法定協議会設置議案は否決され、西原村における住民発議の手續は終了した。益城町においては、その後、西原村との間で合併特例法期限内の合併に向けた動きが顕在化することは無かった。

三 山間部二町村及び蘇陽町における合併検討の経緯

平成一四年三月に開催された上益城地域町村合併問題研究会以降、山間部二町村で個別に合併協議を進めていくことが確認されたのは前述のとおりである。

清和村長は、地理的に中央となる「矢部町・清和村・蘇陽町」の三町村合併の方向性に言及しながらも、合併に慎重な姿勢を見せていた。六月に開催された矢部町・清和村の合併に関する意見交換会でも、矢部町長は積極的、清和村長は依然慎重な姿勢を見せ、また、八月に開催され

た清和村内の住民説明会でも、「合併してもしなくても地獄なら、今のまままちづくりを進めたい」との持論を展開した。同時期に行われた清和村の住民アンケート（回収率九二％）では、「合併しない」「できれば合併しない」が計四六％、「合併した方がよい」「できればよい」が計三二％、「わからない」及び無回答が計二二％となり、慎重派が上回った。なお、合併賛成派に相手を問う設問では、「矢部町との二町村」四八％、「矢部町・蘇陽町との三町村」が四七％という結果であった。

八月二日、清和村木原谷地区の住民等から、「合併により村財政を立て直すべき」「生活圏が一体である」等の理由から、矢部町との法定協議会設置を求める住民発議が提起された。一〇月一八日、請求に必要な村有権者の五〇分の一（五七人）を超える三二一人（村有権者の一・〇％）の有効署名が添えられ、本請求に至った。

時をほぼ同じくして、一〇月一六日、蘇陽町が、住民アンケートの結果に基づいて、矢部町・清和村・高森町に対し、文書で合併に関する合同検討会の開催を申し入れた。これに対し、矢部町、清和村と意向の一致をみるに至り、三町村は年内を目途に合併の可能性を探る勉強会を設置することで合意した。一二月六日に開催された三町村の勉強会では、今後協議の場を設け、合併論議を深める必要があるとの認識で一致し、任意協議会の設置が確認された。

ただ、蘇陽町においては、高森町との合併を志向する意見も強く、同月一三日、高森町との法定協議会設置を求める住民発議の手続に同町伊勢の住民が着手した。また、平成一五年一月二〇日には、請求に必要な五〇分の一（八二人）を超える四二八人分の有効署名を添え、蘇陽町長に本請求した。

平成一五年一月二二日、矢部・清和・蘇陽合併推進協議会（会長：矢部町長。以下「合併推進協議会」という。）が設置され、法定協議会における合併協定項目の洗い出しや将来ビジョン策定を進めることとなった。

三町村での任意協議会が設置されたことで、翌二三日、矢部町長は、清和村の住民発議に基づく二町村での法定協議会設置議案を議会付議しない旨、清和村長に回答した。これにより清和村における住民発議手続

は終了した。

また、四月一八日には、高森町長が蘇陽町長に対し、蘇陽町の住民発議に基づく二町法定協議会設置議案を議会付議しない旨回答し、蘇陽町における住民発議手続も終了した。

この後、五月二日、高森町芹口地区の住民が、「南阿蘇はひとつ」の合言葉を実現するための第一歩「など」として、蘇陽町との法定協議会設置を求める住民発議を提起したが、矢部町・清和村・蘇陽町の三町村で議論が進んでいたことから、八月八日、蘇陽町長から高森町長に対して法定協議会設置議案を議会付議しない旨の回答があり、高森町における住民発議手続は終了した。

七月末から八月中旬にかけては、矢部町で町村合併に関するアンケートが実施された。一八歳以上の町民一〇、六八六人を対象に行われたこのアンケートでは（回収率六四・三％）、「平成一七年三月迄に合併」「合併は仕方がない」が計五一・九％。「すべきでない」一八・六％、「分からない」と不明が計二九・五％となった。合併肯定派に聞いた合併枠組みについては、「清和村との二町村」五七・五％、「清和村・蘇陽町との三町村」三三・九％、「分からない」と不明が計八・六％となった。

この結果に、八月二八日に開催された矢部町議会の特別委員会では、三町村合併の方向性にもある程度の理解は得られたとの意見が大勢を占め、今後住民説明を続けながら、三町村での法定協議会移行を目指す方針を確認した。

九月一〇日の第五回合併推進協議会で、法定協議会での議論をスムーズに進めるため、一定の方向性を得るべき主要項目を洗い出し、以後、一二月八日の第八回合併推進協議会までに、合併方式は新設（対等）合併、合併期日は平成一七年二月一日、新町の事務所の位置は矢部町役場現在地付近、郡の区域の取扱いは上益城郡とすること等が確認され、法定協議会への移行が確認された。

一二月一八日、法定協議会設置議案を、矢部町議会が賛成多数、清和村及び蘇陽町の各議会が全会一致でそれぞれ可決した。

平成一六年一月一日、矢部・清和・蘇陽合併協議会（会長：矢部町長。

以下「合併協議会」という。）が設置された。これまで合併推進協議会で検討してきた主要項目を改めて了承し、より具体的な合併協議がスタートした。

四月一日、新町の名称公募が始まったこの日、蘇陽町では東竹原地区住民等、高森町では柳谷地区住民等が、「二町は産業構造が似ており、人的交流も深い」などとして、合併特例法四条の二に基づく住民発議を提起した。

一方、同月六日には、矢部町の住民グループから「先の住民アンケートでは清和村との二町村合併が最多で、住民の意見を聞く必要がある」などの理由により、合併枠組みに係る住民投票条例制定の直接請求が提起された。

この間、合併協議会では協議が肅々と進められ、七月から八月には合併協定調印、各市町村での廃置分合議決を目指すというスケジュールとなっていたが、これに対し、五月下旬には、蘇陽町の住民から三町村長及び議会に対し、廃置分合議決延期を求める陳情、請願もなされた。しかし、合併協議会では、三町村長が、これまでの検討の経緯を尊重するとして、三町村の枠組みで合併を進める旨、明確な意思表示を行った。

先述の合併特例法四条の二に基づく住民発議については、蘇陽町、高森町でそれぞれ六月中旬に本請求がなされた。

また、矢部町で住民投票条例制定を求めたグループは、六月一四日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（二〇八人）を大幅に超える五、六一〇人（町有権者の五三・九％）の有効署名を添えて直接請求を行ったが、矢部町長は、合併の相手方である清和村が三町村合併を望んでいる以上、現実的選択肢として二町村合併は困難と考えられるなどの理由から、住民投票には消極的な考えを示した。

七月二日、矢部町議会は臨時議会を開き、住民投票条例案を審議。署名数の多さを重視すべきなどとする賛成意見、三町村合併協議が大詰めであり町を二分する混乱は避けるべきなどとする反対意見がそれぞれ出され、採決の結果、条例案は賛成少数で否決された（賛成六、反対七、退席一）。この議決を巡っては、一部から矢部町長の議会対応を指摘する

声などが上がり、矢部町の住民グループが町長の解職請求運動に着手するという一幕もあったが、署名数が町内有権者数の三分の一に達せず、この手続は途中で終了した。

また、同月、蘇陽町でも住民団体が町長の解職請求手続に着手した。七月二六日、蘇陽町議会では、合併特例法四条の二に基づく高森町との法定協議会設置議案を否決、同日、高森町議会も否決した。これを受けた両町の住民グループは、後続の住民投票手続に着手したが、後日、矢部町・清和村・蘇陽町の三町村議会で廃置分合議決がなされた段階で住民グループは署名収集を断念し、手続は終了した。

八月一七日に開催された第一回合併協議会で、全四三の協定項目が最終的に承認され、同月一九日、三町村長による合併調印が行われた。

同月二〇日、清和村議会臨時議会で合併関連議案を全会一致で可決。同月二三日には、矢部町、蘇陽町両議会の臨時議会で合併関連議案をそれぞれ賛成多数で可決した。一方、同日には、蘇陽町住民から、「町長解職請求が行われている状況下で議決された廃置分合議案は民意を反映していない」などとして、県知事と県議会議長宛に、三町村合併に係る廃置分合議決の延期等を求める要望書が提出された。

翌二四日、三町村長らが県庁を訪れ、県知事への廃置分合申請書を提出した。

蘇陽町住民からの要望はその後も続き、九月一〇日、蘇陽町の住民グループから県知事に対し、県における廃置分合議決の延期等を求める要望書が再び提出された。この日は、三町村の合併に反対する蘇陽町等の住民約二〇〇人が「郡の変更は死活問題」などのメッセージを記した横断幕やプラカードを掲げて県庁を訪れた。同月一三日には、矢部町議会議員から県知事宛に、やはり廃置分合議決の延期を求める陳情書が提出された。

一方で、同月一四日には、蘇陽町区長会から県知事宛に、三町村合併は苦渋の選択であり、住民説明も可能な限り実施されている三町村は地理的にも歴史的にもつながりは深く、合併して新しい歴史と絆を大切に育て上げ、後世の子孫につないでいくと言う決意があり、新しい地域づ

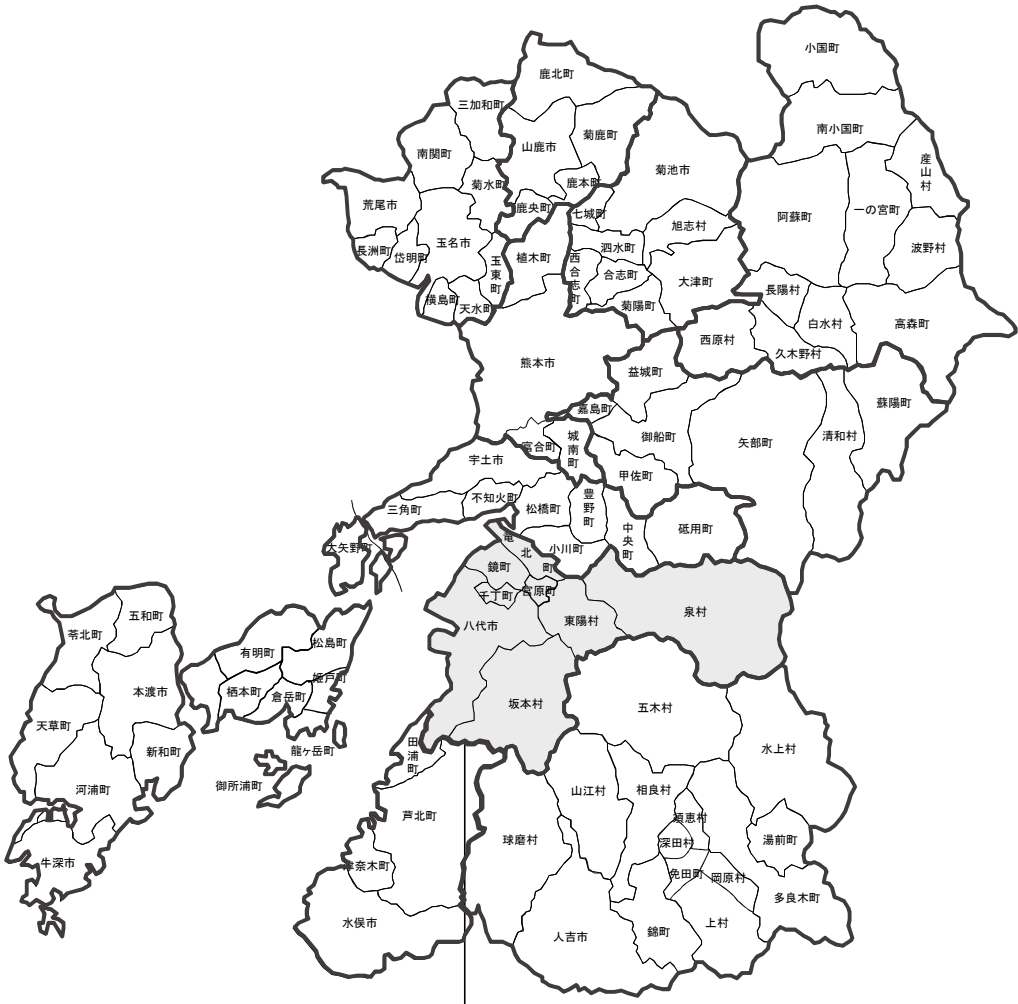
くりに向けて、そうした前向きの強い意志さえあれば必要にして十分であると言う内容が記され、廃置分合議決の要望書が提出され、同月二二日には、矢部町の住民グループから県知事宛に、合併推進に係る要望書が提出された。

このように様々な民意が示される状況にあったものの、三町村合併は、これまでの長い時間をかけた様々な議論の結果としての選択であり、それぞれの議会の議決を経て、首長が廃置分合申請を行った一連の手続そのものに瑕疵は無かったことから、県は、三町村の団体意志を踏まえて廃置分合手続を進めることとして、九月三〇日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定（郡の区域を含む）、一〇月七日の総務大臣への届出（廃置分合・郡の区域）を経て、十一月五日、総務大臣の告示（廃置分合・郡の区域）が行われ、合併が確定した。

県議会での廃置分合議決後も、蘇陽町内の町長リコール運動は尾を引き、蘇陽町長は、解職請求にかかる住民投票の実施前に辞意を示し、一月二二日付けで退職したが、一二月に行われた蘇陽町長選で再度当選を果たし、これにより蘇陽町内における動きも、ひとまず沈静化した。

こうした幾多の経緯を経て、郡境を越えた三町村による合併新町「山都町」が、平成一七年二月一日に誕生した。

八 八 代 地 域



平成17年8月1日
 八代市（八代市、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村）
 平成17年10月1日
 氷川町（竜北町、宮原町）



一 県市町村合併推進要綱策定後の動向

平成一二年三月に県が示した市町村合併推進要綱を受けて、八代地域における平成の大合併の本格的検討は、平成一二年七月、八代市、坂本村、千丁町、鏡町、竜北町、宮原町、東陽村、泉村の八市町村（以下「八市町村」という。）の総務課長レベルによる勉強会からスタートした。この「八代地域総務課長等会議」では、平成一三年三月、「市町村合併についての調査・研究報告書」を策定し、以後の検討の叩き台とした。

四月に入り、「八代地域市町村長懇話会」（会長は八代市長）が設置された。八代地域八市町村の長と県八代地域振興局長により構成されたこの会では、合併のメリットやデメリット、具体的な合併の枠組み、住民の意向把握、地域の将来構想等に関する検討が行われた。

五月の第二回市町村長懇話会では、住民への情報提供の必要性が議論され、その後、全市町村における広報誌への合併記事の一斉掲載や、各種講演会、勉強会、また県主催のリレーシンポジウムの開催等、周知啓発等が続けられた。

一月一日には、八代経済開発同友会が学習会を開催し、八代郡市一体の枠組みを提示するなど、民間団体の関心の高まりも見られた。

また、一二月五日の第九回八代地域市町村長懇話会でも積極的な議論が行われ、年内の任意協議会設置が全会一致で決まり、一二月二六日、八代地域市町村合併検討協議会（会長：八代市長。以下「合併検討協議会」という。）が設置された。

合併検討協議会は、八代地域の八市町村長及び議長、八代市議会副議長、広域行政事務組合議長の一人八人で構成され、顧問として県八代地域振興局長が参画した。なお、当初は、県八代地域振興局が事務局を担ったが、平成一四年四月に各市町村から派遣された職員による正式な事務局が立ち上げられた。

合併検討協議会では、合併枠組みの確認、合併協定項目の基礎調査等を行い、各市町村で、平成一四年六月議会までに法定協議会設置議案議決を行うことを目標とした。

また、相前後するが、二月一四日に、県八代地域振興局内に「市町村合併八代地域推進本部」が設置され、県の支援体制も整備されてきた。

平成一四年一月の第二回合併検討協議会では、八代市長等が郡市一体での合併協議の意向を示したのに対し、宮原町長が私案として、人口規模や歴史的文化的な繋がりがから、「宮原町・東陽村・泉村の三町村合併が望ましい」などと述べた。宮原町長は、町民に向けた説明会でも改めて私案の内容について説明し、町民にマイナスならば合併をしないという選択肢も必要で、あくまでも合併後のまちづくり構想が重要であると強調した。

しかし、この三町村合併の提案は、東陽村と泉村の了承を得るには至らず、二月二八日の第四回合併検討協議会では、枠組み議論の余地を残しながらも、郡市一体での法定協議会設置を目指すこととされた。その結果、八市町村による平成一四年七月一日の法定協議会設置の方向を全会一致で確認した。

四月に行われた八代市長選では新人候補が当選。地域の中核的都市である八代市の新市長の動向に注目が集まったが、新市長は八代郡市一体での合併推進を明言した。市長は、五月上旬から市内一六箇所で市民懇談会を開催（計七八八人が参加）、その際に参加者に対して行われた合併賛否のアンケートでも、調査母体は少数であるが、回答者中約八二％が賛成との結果が出た。

五月二〇日の第七回合併検討協議会では、八代郡市一体での法定協議会設置議案の各市町村六月議会への提案が確認された。竜北町及び宮原町からは、議会内では氷川流域五町村（鏡町・竜北町・宮原町・東陽村・泉村）での合併を期待する意見が過半数を占めているとの報告もあったが、両町長から「郡市一体の方向で努力する」との意見も出されたことから、まずは各市町村での議決を見守ることになった。

六月、各町村議会が法定協議会設置議案を順次可決したが、同月二〇日、宮原町議会は、賛成少数でこれを否決した。八代市、鏡町の両議会は翌二一日に可決、宮原町と同様に判断が注目された竜北町議会も同月二四日可決した。

この結果を受け、六月二五日に市町村長会議が開催され、各市町村から宮原町に対し、郡市一体合併への参加についての意思表示が促されたが、同月二七日の宮原町議会の市町村合併調査特別委員会は、郡市一体合併への不参加を改めて確認した。これにより、七月一日付けの法定協議会設置の可能性は事実上無くなり、六月二八日に開催された第八回合併検討協議会では、次回の七月九日の協議会に、各市町村が希望する枠組み案を持ち寄った上で合意した枠組みで協議を再スタートさせることを確認した。

前後するが、六月二四日には、宮原町宮原村地区の住民等が、八代郡市一体での合併協議会設置を求める住民発議手続に着手し、「平成の大合併」における県内初の住民発議の動きとして注目された（もともと、八市町村での法定協議会が設置されたことから、この手続は途中で終了した）。

七月九日、第九回合併検討協議会では、竜北町・宮原町を除く六市町村が、宮原町を除く七市町村合併の枠組みを提案した。竜北町は、新たに「鏡町・竜北町・宮原町」三町の枠組みを提案し、宮原町は、水川流域町村（鏡町・竜北町・宮原町・東陽村・泉村）の枠組を提案した。もともと、竜北町及び宮原町は、提案した枠組みが不調に終わった場合は、郡市一体に参加するとし、この日の枠組み決定は持ち越された。

竜北町の提案について、宮原町議会がこれを受け入れ、残る鏡町議会の判断が注目されたが、同月二六日、鏡町議会特別委員会は賛成少数でこれを否決した。このため、八月一二日に開かれた第一〇回合併検討協議会で改めて枠組みの検討が行われた結果、竜北町及び宮原町は郡市一体の合併枠組みへの参加に同意した。

八月、改めて八市町村議会でも法定協議会設置議案が順次可決され、同月二七日の八代市議会での議決をもって全市町村の議決が出揃い、九月一日、八代地域市町村合併協議会（会長：八代市長。以下「合併協議会」という。）が設置された。合併協議会は各市町村長及び議長、学識経験者等の委員で構成され、協議会の下部組織として、合併担当課長等による幹事会や専門部会等が設置された。

合併協議会での協議がスタートして間もない一二月、鏡町の住民から、地域の一体的な整備が可能な規模であるなどの理由から、鏡町・竜北町・宮原町の三町法定協議会設置を求める住民発議の手続に着手した。住民グループは平成一五年一月一七日、請求に必要な有権者の五〇分の一（二六九人）を上回る一、八二六人（町有権者の一三・六％）の有効署名を添えて町に本請求を行った。鏡町長は、竜北町長及び宮原町長に意見照会し、両町長は法定協議会設置議案を議会付議する旨回答した。

三月二〇日、三町合併協議会設置議案について、竜北町議会及び宮原町議会においては、それぞれ賛成多数で可決されたが、同月二四日、鏡町議会では賛成少数で否決された。鏡町の住民グループは、後続の住民投票手続に着手し、六月一八日、請求に必要な有権者の六分の一（二、二三一一人）を超える三、五四一人（町有権者の二六・四％）の有効署名を添えて本請求を行った。

鏡町の住民投票は七月二七日に実施され、三町での法定協議会設置について、賛成二、七二五票（二九・六％）、反対六、四七〇票（七〇・四％）という結果となり、三町による法定協議会設置には至らなかった。この結果を受けて、竜北町及び宮原町は、郡市一体での協議継続を明言した。一方、郡市一体での合併協議も合併協議会における各種協定項目の調整が本格化する中で、新市名や、議員定数の協議などに際して全会一致の確認ができないなど、市町村間の足並みが揃わない事項も散見されはじめていた。特に、各市町村間で差異がある住民負担、住民サービスに関する調整に難航の兆しが見えた。

さらに、財産及び債務の取扱いの協議に際して、竜北町議会が合併協議会会長に対し、債務の持ち寄りに関する基準についての要望を行っていたが、これが認められず、法定協議会の最中に竜北町の委員が途中退席する事態も起きた。

こうした背景があり、九月一〇日、竜北町議会市町村合併対策調査特別委員会は、合併協議会からの離脱を求める決議を賛成多数で決し、町長に対し合併協議会からの離脱を要望するに至った。続いて、同月一九日、宮原町議会市町村合併調査特別委員会も、合併協議会離脱を求める

決議を賛成多数で議決、町長に要望した。

竜北町長及び宮原町長は、合併協議会の離脱について、住民の意見を聴いて判断するとし、竜北町では、九月二三日から二八日にかけて、町内四箇所での住民説明会が実施され、併せて郡市一体からの離脱の賛否を問う会場アンケートが行われた。アンケートの結果は、回収数五六六（当時の有権者数の約八％）のうち、離脱に賛成が三四五（六一％）、反対が二二一（三九％）となった。また、宮原町でも、一〇月一二日から一五日までに町内三箇所での住民説明会が実施された。

こうした二町の動きに対し、同月一五日、八代の経済三団体（八代商工会議所・八代経済開発同友会・八代青年会議所）は、「郡市一体の枠組み維持」を要望する文書を、竜北及び宮原の町長及び議長に提出し、郡市一体合併を望む働きかけを行った。

また、合併協議会学識委員は会合を持ち、各市町村長及び議長に対して、「法定協議会に参加した重みと協議会において確認してきた郡市一体の枠組みを重視して欲しい」旨の意見書の提出などの動きがあった。

しかし、竜北町及び宮原町では、二町での合併推進を前提に、合併協議会から離脱する方針が固まり、同月二〇日、竜北町議会臨時議会で、町長提案の法定協議会離脱議案が賛成多数で可決、同日宮原町議会臨時議会で、同じく町長提案の議案が賛成多数で可決された。

これを受けて、同月二八日の第一四回合併協議会において、竜北町長及び宮原町長が合併協議会からの離脱を表明した。

この合併協議会からの離脱の動きに対して、同月二一日、郡市一体での合併推進を求める竜北町・宮原町の住民が、それぞれ合併の枠組みを問うべく、地方自治法第七四条に基づき住民投票条例制定請求手続に着手している。

以下では、その後の【八代地域六市町村】、【八代北部二町】におけるそれぞれの経緯を記述する。

二 八代地域六市町村における合併検討の経緯

竜北町及び宮原町の議会で、法定協議会からの離脱が議決されるに至ったことから、他の六市町村はこれを受け入れ、六市町村での合併を目指す方向に進んだ。八代市を除く五町村長は、八代市長に六市町村合併を要望し、また、八代経済三団体も「二町の離脱により郡市一体が困難であれば、残る六市町村による対等合併を望む」との要望書を一〇月二七日、八代市長及び議長に提出した。

八代市長も、六市町村合併を前提に検討を進める旨明言したが、新たな枠組みでの合併協議会に入るに当たり、懸案となっていた固定資産税の格差調整等、「負担とサービス」についての調整が必要とされたため、まずは六市町村長会で検討が重ねられることになった。

平成一六年二月一六日、第八回六市町村長会議で、八市町村による八代地域市町村合併協議会の規約の一部変更し、六市町村による八代地域市町村合併協議会を設置することとし、設置日前日までに規約変更議案をそれぞれの市町村議会に提案することが確認された。また、今後の「負担とサービス」に関する協議調整方針等について合意し、以後の協議に臨むこととなった。

六市町村長は法定協議会規約から竜北町と宮原町を削除する規約変更議案を、また竜北町及び宮原町でも八市町村法定協議会から脱退する議案を三月議会にそれぞれ提案、いずれも賛成多数で可決され、八代地域市町村合併協議会は三月一三日付けで、六市町村で再スタートした。

四月一三日に開催された第一六回協議会で、合併の方式、新市の名称等の項目を再確認し、また、合併協議が約半年間休止したことから、合併特例法に経過措置期間が設けられることを前提に、合併期日を「平成一七年一月一六日」から「平成一七年八月一日」に変更することを確認した。

その後、竜北町・宮原町の離脱の契機となった議会議員の取扱いや財産債務の取扱い等について合意するなど、協議は一步一歩前進したが、全体的にはなかなか捗らず、全協定項目の確認時期の目途も予定より先延された。

平成一六年晩夏以降は、市町村間で差があった固定資産税率や保育料、

国民健康保険税等、住民負担とサービスに関する項目の調整が難航した。こうした項目の調整に当たっては、県八代地域振興局長による調整案の提案や、八代経済開発同友会による独自の合意案の提示がなされるなどしたが、なおも協議は難渋を極めた。

一二月二三日に開催された市町村長会議では、住民負担とサービスに関する調整について、合併後一定期間の不均一を認めるかどうかで折り合いがつかず、「合併協議の休止」を含め対応を検討するという事態に陥った。年の瀬も押しつまった同月二七日の第三二回合併協議会では、一部から「既に関係市町村間の信頼関係は失われており、合併協議を休止する方向で結論を出している」との意見も出されたが、この日は、これまで発言機会が少なかった複数の学識委員から「八代地域の発展のために法定協議会の場において、もっと議論を尽くすべきであり、合併協議休止による八代地域への損失は計り知れない」「これまでの努力を何とすのか」と、協議継続を求める真摯な意見が多数出され、午後六時頃に協議の継続が決まった。

年が明けた後も、一月一日、一八日及び二五日の合併協議会や各支部組織での議論は夜まで及ぶほど難航したが、平成一七年二月一日に開催された第三六回協議会で、保育料については、約二年かけて段階的に引き上げること、国民健康保険税については、合併後各市町村で均一とすることで、六市町村が合意に至り、この時点で「新市建設計画」の確認を残すのみとなった。

同月八日の合併協議会では、その「新市建設計画」について、坂本村から、県道中津道八代線の未開通区間について新市道移管と整備について新市建設計画に位置付けてほしい旨要望がなされ、その取扱いを巡り紛糾、結論を集約するに至らなかった。

相前後するが、合併協議が山場を迎えていた平成一六年一二月、坂本村において、同村鮎尾地区在住の住民等が、村民の意思を確認したいとして合併の是非を問う住民投票条例制定請求手続に着手していたこともあり、この時期、坂本村の動向に注目が集まった。

二月九日の坂本村議会臨時議会で、八代地域五市町村との合併の賛否

を問う住民投票条例案が、一部議員からの修正動議を可決の上、賛成多数で可決された。

一方、中津道線要望については、二月二一日、八代六市町村長連名で、県知事宛に「県道中津道八代線」整備要望書が提出された。

三月一日の合併協議会では、新市建設計画について、同県道整備促進に関し、これまでの経緯とそれを踏まえた新市での取組み等について記した意見を付けることが提案され、結論は、坂本村の住民投票後に開催される合併協議会に持ち越された。

同月六日、坂本村において八代地域五市町村との合併の賛否を問う住民投票が行われ、賛成二、五四五票（七二・二四％）、反対九七八票（二七・七六％）で、賛成が大きく上回る結果となった。

これを受けて、同月八日の第四一回協議会で「新市建設計画」を確認。これにより、全四七の協定項目を確認するに至り、同月一三日、県知事を特別立会人に迎えての合併協定調印式が開催されたが、これまでの経緯もあって、六市町村とも廃置分合議決の帰趨は未だ読めない情勢にあった。

そうした中、三月二二日、坂本村、千丁町、東陽村、泉村の四町村議会が、廃置分合関連議案の議決に臨んだ。千丁町、東陽村、泉村はすべて全会一致で可決したが、坂本村議会は、三月六日の住民投票に示された民意とねじれる形で賛成少数で否決した。坂本村議会では、当日一〇〇人を超える傍聴者が参集しており、否決の瞬間は、リコールを叫ぶ声が出るなど議場は騒然となった。

同月二四日、鏡町議会でも、同月二五日には八代市議会でも、それぞれ賛成多数で可決。唯一廃置分合議案を否決した坂本村には、村内外から大きな反響が寄せられ、村長は同月二九日に臨時議会を招集、議案を再提案したが、村議会では一転、賛成多数（賛成一二、反対一）でこれを可決した。これが、合併旧法に基づく県内最後の廃置分合議決となった。

翌三〇日、県知事へ廃置分合申請が行われたが、まさに合併特例法による合併申請期限前日の事であった。

こうした経緯を経て、県から総務大臣への市制施行協議の後、六月三

○日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、同日の総務大臣への廃置分合届出を経て、七月二日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、平成一七年八月一日、新「八代市」が誕生した。

三 八代北部二町における合併検討の経緯

平成一五年一月一日、竜北町長及び宮原町長は、「竜北町・宮原町二町合併を進めるに当たつての覚書」に調印、二町合併に当たつての住民説明会の開催や、任意協議会の設置時期、構成等について確認を行った。住民説明会は、宮原町では一月二六日、竜北町では二月二〇日、二二日にそれぞれ行われた。

一月一日、八代北部二町合併推進検討協議会（会長：宮原町長。以下「二町推進協議会」という。）が設置された。

この動きに並行して、二町ではそれぞれ「二町合併か都市一体での合併か」を問う住民投票条例制定の直接請求手続が進み、一月上旬には両町で本請求に至っていたが、一月二二日の両町議会において、条例制定議案は、それぞれ賛成少数で否決された。

二町推進協議会での所定の協議が終わり、平成一六年一月二二日、竜北町議会は、二町での法定協議会設置議案を賛成多数で可決。翌二日、宮原町議会でも賛成多数で可決し、二月一日、八代北部二町合併協議会（会長：宮原町長。以下「二町合併協議会」という。）が設置された。

同月、宮原町の早尾地区、今地区の住民等が、二町合併の賛否を問う住民投票条例制定請求手続に着手し、五月二四日、請求に必要な有権者の五〇分の一（八五人）を超える二七六人（町有権者の六・六％）の有効署名を添えて町に対し本請求を行った。宮原町長は、住民投票条例制定議案について六月議会に提案、結果、賛成少数で否決され、条例制定には至らなかった。

二町合併の是非が争点となった、八月に行われた竜北町長選、宮原町議選では、八月一日投票の竜北町長選は、現職が、八代都市一体での合併を主張する元職を破り三選を果たし、同月八日の宮原町議選でも二

町合併を推進する議員が多数となり、二町合併の方向が維持された。

この後、宮原町議会では、一二月議会において竜北町との合併の是非を問う住民投票条例制定案の議員提案もなされたが、賛成少数で否決された。

二町での合併協議は、比較的淡々と進んだ。協議終盤にかけて、両町で進捗度が異なる下水道事業関係の取扱い等、幾つかの項目で若干協議が難航することもあったが、決定的な対立点が協議会の場に浮上することとはなかった。

平成一七年二月一七日、第一九回二町合併協議会において三九の全協定項目を確認するに至り、三月三日、県知事を特別立会人に迎え、合併協定調印式が開催された。

同月一日、廃置分合関連議案が、両町議会ともに賛成多数（竜北町：賛成一、反対二、宮原町：賛成七、反対四）で可決された。同月二九日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、六月三〇日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、同日の総務大臣への廃置分合届出を経て、七月二日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、平成一七年一〇月一日、新町「氷川町」が誕生した。

九 水俣・芦北地域



一 市町村合併推進要綱策定後の動向

平成一二年三月に県が示した市町村合併推進要綱を受けて、平成一二年度に水俣芦北地域一市三町では、担当課長レベルの「水俣芦北地域広域行政勉強会」が設置され、市町村合併のメリット、課題、振興の方向性等について検討がなされた。ここでの議論を叩き台に、水俣芦北一市三町の首長及び議長で構成する合併問題の意見交換の場として平成一三年七月、「水俣芦北地域市町村合併問題研究会」（発起人は津奈木町長（葦北郡町村会長））が設置された。

九月六日には、地域住民に対する周知啓発の一環として、県芦北地域振興局主催によるシンポジウムが芦北町において約五百人の参加の下開催され、総務省行政体制整備室長が市町村合併について基調講演を行った。

市町村合併問題研究会では、出席者から、「県境、郡境を越えた合併議論になっていない」「農山村地域に経済効率を持ち込む事に疑義がある」「昭和の合併後の状況を見ると一概には賛成出来ない」など慎重論も出されていたが、検討が進む中、水俣市長が、平成一三年一二月議会で「水俣芦北一市三町合併の前に、まずは津奈木町との合併に向け議論の熟度を高める必要がある」と発言し注目されたが、二月の水俣市長選に現職は出馬せず、合併推進に意欲を見せる新人候補が当選した。

なお、相前後するが、二月一五日に県芦北地域振興局内に「市町村合併芦北地域推進本部」が設置され、県の支援体制が整備されてきた。

三月二八日に開催された第五回合併問題研究会では、振興局が提示した「六月に任意協議会発足。九月までに合併の枠組みを決定」という案に沿って、同年六月の任意協議会発足に向け、水俣芦北一市三町それぞれが周知啓発等の具体的検討を進めることを確認した。しかしこの時、芦北町長からは、水俣芦北一市三町の枠組みだけではなく、現実的な合併の枠組みを見据えた任意協議会設置を目指すべきとの意向が示された。

五月下旬の第六回合併問題研究会では、芦北町長から、田浦町との二

町で先行しての合併協議が提案され、六月四日の第七回合併問題研究会では、田浦町長及び芦北町長から「将来は一市三町での合併の可能性を残しつつ、現在は二町合併を目指す」として、二町で任意協議会を設置することが確認された。

なお、同会合では、水俣市長は水俣芦北一市三町での任意協議会設置を主張したが、二町の意向が固いこともあり断念。残る津奈木町の一市一町での任意協議会設置を要望したが、津奈木町長は持ち帰り検討するとし、結論は出なかった。

この結果、水俣芦北一市三町での合併に関する検討はこの日で終息することとなり、研究会は同日解散した。

二 田浦町・芦北町における合併検討の経緯

平成一四年七月一日、田浦町・芦北町合併推進協議会が設置された。会長には芦北町長が就任し、具体的な合併協議がスタートした。

平成一五年一月一七日には、同地域で四百人の参加の下、合併シンポジウムが開催され、市町村合併についてのパネルディスカッションが行われ、行政関係者や地域住民に対する周知啓発の場となった。

同月三一日から二月七日にかけては、田浦町で合併に関する住民アンケートが実施された。アンケートは、町在住の一八歳以上の者全員（四、六九四人）に配布され、四、三三八枚を回収、うち有効数が三、六六〇枚（有効回答率七八％）であった。

（質問項目）		（回答枚数（％））	
合併は必要		六九一	（一九）
合併はやむを得ない	一、〇四一	（二八）	
議会・行政の判断を尊重する	五九八	（二七）	
合併は反対	六二六	（一七）	
わからない	七〇四	（一九）	

この結果、「必要」「やむを得ない」「判断を尊重」が六割を超え、町は、合併推進に一定の信託が与えられたとした。

三月に入り、両町議会は法定協議会設置議案を共に賛成多数で可決し、四月一日、田浦町・芦北町合併協議会（会長：芦北町長）が設置された。協議は比較的順調に進み、八月二十九日には四八の協議項目全ての調整が完了し、九月中旬にも合併調印式を迎えることとなったが、田浦町議会からは、廃置分合議決まで時間が許す限り町の財政状況等を精査したいとの声が上がった。

合併協定調印式は、九月一日に県芦北地域振興局において、県副知事を特別立会人に迎えて予定通り実施されたものの、右記の事情から、田浦町議会では、なお慎重な検討が続けられており、改めて住民アンケート調査の実施なども検討されるなど、廃置分合議決の見通しはこの時点では、不透明であった。

合併調印式の翌日、芦北町議会は廃置分合関連議案を全会一致で可決し、残る田浦町議会の判断に注目が集まった。同月二五日に開催された田浦町議会合併特別委員会では、将来の財政見通しについて独自に検討が行われた結果、芦北町との合併に関する廃置分合議案が全会一致で可決された。一〇月八日の田浦町臨時議会においても、廃置分合関連議案が全会一致で可決され、二町の議決が出揃った。

一〇月二三日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、一二月一日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、三月二二日の総務大臣への廃置分合届出を経て、平成一六年一月一五日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、平成一七年一月一日に新「芦北町」が誕生した。

三 水俣市・津奈木町における合併検討の経緯

水俣芦北地域市町村合併問題研究会の解散後間もない平成一四年六月、津奈木町は、同年五月に実施した住民アンケートの結果を公表した。

このアンケートは町内の全有権者（四、七二三人）に対して行われ、町長は「合併するという意見が六割を超えればそれに従う」としていた。

結果は、「合併しない」四二・一％、「合併する」三四・六％、「分からぬ」二一・四％と、単独町制志向がやや多かったが、何れも大多数を占めるには至らなかった（回答率は八三・一％）。因みに、「合併する」とした票のうち、合併の枠組みについては、「水俣芦北一市三町」が四四・四％でトップとなり、以下、「水俣市との一市二町」三四・六％、「水俣市・芦北町との一市二町」一〇・七％と続いた。この結果については、町長は、今後の参考資料とするとした。

七月には、「津奈木・水俣未来研究会」が設立された。これは、両市町の首長、議会、産業団体代表等各一〇人の委員に、顧問として県芦北地域振興局長を加えた二人で構成され、事務局は水俣市企画課に設置された。この研究会は、合併に対する認識の違いの違ひもあって、合併問題に限らず両市町の将来のまちづくりについて広く調査研究を進めることとされた。

一〇月に開催された、研究会の第二回合合では、市町村合併についての議論が盛んに行われ、今後、二市町で合併した場合としない場合の大まかな将来像の比較検討を行うこと等が確認された。

この第二回研究会と日と同じくして、津奈木町住民から、水俣市との法定協議会設置を求める住民発議が提起された。一二月二七日には、請求に必要な町有権者の五〇分の一（九五五人）を超える八六六人（町有権者の一八・三％）の有効署名を添えて本請求がなされ、町長は即日水俣市長に法定協議会設置議案の議会付議について意見照会を行った。水俣市長は翌平成一五年一月、議会付議する旨明らかにした。

三月一三日、水俣市では法定協議会設置議案が賛成多数で可決されるも、同月一七日、津奈木町では賛成五、反対八の賛成少数で否決された。これを受けて、住民発議を行った住民らは、四月一日、後続の手続となる法定協議会設置のための住民投票条例制定請求を提起し、六月三〇日、請求に必要な町有権者の六分の一（七九〇人）を超える一、〇七四人（町有権者の二二・七％）の有効署名を添えて本請求を行った。

この時期、民間団体の動きも目立った。水俣青年会議所は、市町議会議員等に対して水俣市と津奈木町の合併に関するアンケートを独自に実

施。平成一五年七月一〇日には津奈木町でシンポジウムを開催し、同月一四日には、水俣市で、県の市町村合併推進室長を講師に市と共催でシンポジウムを開催し、合併の意義について周知を行った。

同月一八日には、水俣市長が津奈木町長を訪ね、両市町長による公開討論会の開催を提案、津奈木町長はこれを受け入れ、討論会は七月三十一日に開催されることとなった。

津奈木町の住民投票は七月二四日に告示された。津奈木町内の動きは比較的穏やかなものであったが、投票日が近づくにつれて、津奈木町における両派の動きは徐々に活発化した。

両市長の公開討論会については、同月二〇日未明、水俣市が未曾有の土石流災害に見舞われ、多数の死傷者、行方不明者を出す大惨事となり、その災害対応の状況から開催は微妙であったが、水俣市長は「合併も市の百年の大計」として、予定通り開催することとなり、七月三十一日、津奈木町で「市町村合併に関する津奈木・水俣市長討論会」が約五百人の住民参加のもと開催された。水俣市長は、「国の財政を考えると合併が必要。合併すれば県の重点支援地域になるし、津奈木町もエコタウン地域となり、企業も津奈木町に進出する」と力説。一方、津奈木町長は、「合併してもしなくても国は自治体の財源を保証する義務がある。水俣市の財政も厳しい状況であり、経済面ばかり重視すべきではなく、一人ひとりの町民を相手にする行政が必要」と、それぞれの持論を展開した。

八月三日、津奈木町の住民投票が実施された。投票率は七〇・二三％となり、結果、賛成一、三四一人（四一・四％）、反対一、八九七人（五八・六％）と、反対が過半数を占め、法定協議会の設置には至らなかった。

この結果を受け、水俣市議会では、市町村合併問題検討特別委員会が解散、水俣・津奈木地域の合併論議は終息した。

以後、合併特例法の期間中に当地域で市町村合併に向けた取組みが顕在化する事はなかった。

